

横浜市救急条例（仮称）に対する意見募集について

1 趣旨

「新しい救急システム」を構築するため、「救命率の向上」と「救急業務の公正性・公平性の確保」を目的とした、「横浜市救急条例（仮称）」の制定を検討しており、この取り組みについて、市民の皆さまにご自身やご家族が救急車を必要とする立場になって考えていただき広く意見を募集し、今後の検討に反映します。

2 内容等

(1) 条例の概要

- ア 全国に先駆けて 119 番通報時での緊急度・重症度識別（トリアージ）を導入します。
そして、傷病者の状態に応じて出場させる隊員数をかえるなど救急隊等を弾力的に運用します。
- イ 非常識な救急要請はお断りする一方、医師等による「救急相談サービス」など、救急車の出場以外のサービスを提供します。
- ウ 一部の事業所には、AED（自動体外式除細動器）の設置を義務付けるほか横浜市・事業者・市民のそれぞれの責務と相互協力について定めます。
※ 詳細は、別添の「横浜市救急条例（仮称）に対する意見募集」の冊子のとおりです。

(2) 募集方法等

ア 募集期間

平成 19 年 9 月 6 日から同年 9 月 30 日まで

イ 募集方法

横浜市ホームページに掲載するほか、区役所、行政サービスコーナー、消防署、地区センター、地域ケアプラザ、医療機関等において冊子（25,000部）を配付しております。

また、広報については、神奈川新聞（市民の広場）、タウンニュースに掲載するほか、新聞・テレビ・ラジオ取材等において実施するとともに、救急フェア、音楽隊定期演奏会、その他防災訓練等において広く行っています。